

# 医労連共済 加入拡大・推進ニュース 11

2012年 10月 26日発行 日本医労連共済事業局

## 年金共済、ただいま募集中!

11月15日締め切りで「年金共済」の募集を行っております。年金共済は労働共済連（自治労連共済、全教共済、国公共済会、福祉保育労共済会と医労連共済で構成）が大同生命（幹事会社）・太陽生命・住友生命・日本生命の4社に委託して行っている共済制度です。



2012年・秋期 2013年・春期

### 年金共済

拠出型企業年金保険

将来のために、はじめてみませんか?

無理のない掛金設定

計画的に

ゆとりある将来

加入募集中

年2回 11月15日 | 申込締切日までに、5月15日 | 下記座別共済会必着

全国労働組合共済連合会  
TEL 03-5844-1198

自治労連共済 / 福祉保育労共済会 / 労働共済 / 国公共済会 / 医労連共済

お申込みは、あなたの労働組合の窓口まで

制度はAコースとBコースがあります。Aコースは月払いと半年払いがあり、Bコースはさらに一時払いができます。

受給資格年齢は原則70歳ですが、Aコースは加入10年以上で60歳から、Bコースは加入2年以上で55歳から受給申請することができます。

いずれも掛け金を年間1.15%の利率で運用し、掛け金より多い給付を保障するというものです。ただし、民間生保に委託しているため制度運営費が1.5%（一時払いのみ0.5%）必要なため一定の年数（概ね7年間）以上かけないと元本割れ（かけた総金額より受け取る総金額が少なくなる）となりますので注意が必要です。

とは言え、公的年金が改悪され、貯蓄への利息がほとんどない状況の中、社保闘争で抜本的な改善を求めるとともに助け合いとしての年金共済も大きな役割を果たすと考えます。詳しくはパンフをごらんいただき、ぜひご利用ください。

### 「安静加療」と「加療」の違いについて（よくあるお問い合わせに答えて）

医労連共済の医療共済、セット共済の大きな特徴は入院と通院ではなく、**入院と休業**に給付があることです。休業の給付対象になるのは連続5日以上の上休です。そして、休業とは「医師による治療が必要であり、かつ休業して通院し、医師の管理下において治療に専念することをいい、医師が必要とにとめた期間」です。したがって休業の診断書（給付額が10万円以下であれば治療状況申告書でも可）と休業証明が必要です。その場合、休業の診断書は「安静加療」あるいは「就労不能」の診断書であり、「加療」のみだと通院が必要であることのみ証明となり休業が必要であると判断ができません。ご注意ください！